

ジェンダー平等啓発・ワークライフバランス推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ジェンダー平等の啓発及びワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を目的に、「ジェンダー平等啓発・ワークライフバランス推進事業」を実施するにあたり、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ジェンダー平等」とは、ひとりひとりが、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることをいう。
- (2) 「ワークライフバランス」とは、ひとりひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現するために、仕事と生活の調和を図ることをいう。
- (3) 「宮崎市ワークライフバランス企業同盟」（以下、「企業同盟」という）とは、多様な生き方が選択できる社会づくりを実現するために、働くすべての人が仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりに取り組む企業で組織される、任意組織をいう。
- (4) 「同盟企業」とは、前号に掲げる企業同盟に加盟する企業をいう。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 企業の管理職等を対象とした「ジェンダー平等に関する講座」及び「ワークライフバランス推進講座」の実施
- (2) 企業同盟のPRと加盟促進
- (3) 同盟企業に対する、人材確保のための機会提供や講座等の案内、相談対応等の活動支援
- (4) 市民への「ジェンダー平等」及び「ワークライフバランス」の周知啓発
- (5) その他本事業の目的を達成するために必要な業務

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、宮崎市とする。

- 2 市長は、本事業の目的を理解し、適切に実施できる団体等に委託することができる。

(実施場所)

第5条 本事業の実施場所は、次の各号のいずれかに該当する場所で、事前に市の上承を得た場所とする。

- (1) 第4条第2項に定める受託事業者の所有する、又は常時使用できる敷地・建物
- (2) 受託事業者が、使用について調整し、施設管理者から上承を得ている敷地・建物
- (3) その他、市長が適当と認めた場所

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。